

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和2年3月定例会の審議の結果

組 合 長 提 出 議 案		
番 号	議 案 名 と 内 容	結 果
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について)	承認
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について)	承認
議案第3号	専決処分の承認を求めることについて(成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について)	承認
議案第4号	専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	承認
議案第5号	令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について	原案可決
議案第6号	令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について	原案可決
議案第7号	令和元年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算(第1号)について	原案可決

令和2年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会
会議録

令和2年2月21日 開会

令和2年2月21日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和2年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合告示第1号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和2年3月定例会を下記のとおり招集する。

令和2年1月21日

匝瑳市横芝光町消防組合
組合長 太田 安規

記

- 1 日 時 令和2年2月21日（金）午前10時
- 2 場 所 野栄総合支所2階学習室

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和2年3月定例会 会議録目次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議席の指定	3
新規選出議員の紹介	3
議長の選挙	4
告知	5
会期の決定	6
会議録署名議員の指名	6
説明員として通知のあった者の報告	7
報告(第1号)・議案(第1号-第7号)の上程	7
組合長提案理由の説明	7
報告(第1号)の内容説明-質疑	10
議案(第1号)の内容説明-質疑	12
議案(第2号)の内容説明-質疑	13
議案(第3号)の内容説明-質疑	13
議案(第4号)の内容説明-質疑	14
議案(第5号-第6号)の内容説明-質疑	15
議案(第7号)の内容説明-質疑	22
議案(第1号-第7号)に対する討論	25
議案(第1号-第7号)に対する採決	26
議長の挨拶	27
閉会の宣告	28
署名議員	29

令和2年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和2年3月定例会議事日程

2月21日（金曜日）午前10時開会

- 1 開会
- 2 開議
- 3 議席の指定
- 4 議長の選挙
- 5 会期の決定
- 6 会議録署名議員の指名
- 7 報告（第1号）・議案（第1号―第7号）の上程
 - 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
 - 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について）
 - 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）
 - 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）
 - 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 議案第5号 令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について
 - 議案第6号 令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について
 - 議案第7号 令和元年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について
- 8 組合長提案理由の説明
- 9 報告（第1号）の内容説明―質疑
- 10 議案（第1号）の内容説明―質疑
- 11 議案（第2号）の内容説明―質疑
- 12 議案（第3号）の内容説明―質疑
- 13 議案（第4号）の内容説明―質疑
- 14 議案（第5号）の内容説明―質疑

- 1 5 議案（第6号）の内容説明－質疑
- 1 6 議案（第7号）の内容説明－質疑
- 1 7 議案（第1号－第7号）に対する討論
- 1 8 議案（第1号－第7号）に対する採決
- 1 9 閉会

出席議員（9名）

議長	田村明美君	2番	栗田剛一君
3番	山崎 等君	5番	林 勝也君
6番	秋山忠史君	7番	川島 仁君
8番	庄内賢一君	9番	秋鹿幹夫君
10番	須合一嘉君		

欠席議員（1名）

4番 増田正義君

事務局職員出席者

主幹	大木利貞	副主査	實川 駿
主任主事	岡嶋晃貴		

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

組合長	太田安規君	副組合長	佐藤晴彦君
会計管理者	畔蒜稔行君	匝瑳市 総務課長	大木進一君
横芝光町 環境防災課長	萩原浩己君		

消防組合

消防長	佐久間三喜男君	総務課長	伊藤幸夫君
警防課長	飯田政彦君	予防課長	加瀬 智君
匝瑳消防署長	大木良章君	横芝光 消防署長	根本 勉君
匝瑳消防署 主幹	布施泰史君	横芝光消防署 主幹	石井 清君

△開会の宣告（午前10時00分）

○副議長（庄内賢一君） おはようございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員数は9名であります。よって定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより匝瑳市横芝光町消防組合議会令和2年3月定例会を開会いたします。

△開議の宣告

○副議長（庄内賢一君） 直ちに本日の会議を開きます。

△議席の指定

○副議長（庄内賢一君） なお、本組合議会は匝瑳市議会選出1号議員3名の方が選出されております。

日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条第2項の規定により、ただいま改選議員が着席されている席を本議席と指定します。

△新規選出議員の紹介

○副議長（庄内賢一君） 議案審議前に匝瑳市議会選出の1号議員のうち3名の方が、新たに選出されておりますので御紹介いたします。

議席番号2番栗田剛一君。

〔議員自己紹介〕

○副議長（庄内賢一君） 議席番号 3 番山崎等君。

〔議員自己紹介〕

△議長の選挙

○副議長（庄内賢一君） 日程第 2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

御発言をお願いいたします。

秋鹿幹夫君。

◆ 9 番議員（秋鹿幹夫君） 選挙の方法は指名推選とし、慣例により匝瑳市の 1 号議員から選出してはいかがでしょうか。

お諮り願います。

○副議長（庄内賢一君） 指名推選により匝瑳市の 1 号議員から選出してはいかがか、との声がありました。

お諮りいたします。

選挙の方法については、指名推選により匝瑳市の 1 号議員から選出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（庄内賢一君） 異議ないものと認めます。

よって、議長を匝瑳市の 1 号議員より選出することと決しました。

お諮りいたします。

ただいまの指名推選については、本職において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（庄内賢一君） 御異議なしと認めます。

よって、本職において指名することと決しました。

暫時休憩いたします。

〔別室推選〕

△午前10時03分 休憩

△午前10時06分 再開

○副議長（庄内賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは指名いたします。議長に田村明美君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました田村明美君を議長の当選人に定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（庄内賢一君） 御異議ないものと認めます。

田村明美君が議長に当選されました。

△告知

○副議長（庄内賢一君） ただいま議長に当選されました田村明美君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

田村明美君が議長に当選されました。

告知を終わります。

ここで、議長に当選されました、田村明美君から当選受諾の御挨拶をお願いいたします。

田村明美君。

○新議長（田村明美君） 匝瑳市議会議員の田村明美でございます。

皆様方の御推挙をいただきまして消防組協議長に就任することとなりました。不慣れでございますが、皆様の御協力をいただきまして、議長の任を務めさせていただきます。どうぞよろしく

お願いいたします。

○副議長（庄内賢一君） 議長当選受託の挨拶が終わりました。

これをもって、議長の職務は全部終了いたしました。

皆様方の御協力に感謝申し上げまして、ここで議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

△午前10時08分 休憩

△午前10時09分 再開

○議長（田村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△会期の決定

○議長（田村明美君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、日程表（案）のとおり、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村明美君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は日程表（案）のとおり本日1日限りと決定いたしました。

△会議録署名議員の指名

○議長（田村明美君） 日程第4、会議録署名議員の指定をいたします。

会議規則第79条の規定により、議長において、2番議員、栗田剛一君、9番議員、秋鹿幹夫君

の両名を指名いたします。

会議録署名議員

2 番議員 栗田剛一君

9 番議員 秋鹿幹夫君

△説明員として通知のあった者の報告

○議長（田村明美君） 次に本定例会に地方自治法第 121 条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として、出席する者及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、御手元に配布いたしました印刷物資料のとおりであります。

△報告（第 1 号）・議案（第 1 号—第 7 号）の上程

○議長（田村明美君） 組合長から議案の送付がありこれを受理いたしましたので、御報告いたします。

日程第 5、日程に従いまして、報告第 1 号及び議案第 1 号から議案第 7 号までを一括上程し、議題といたします。

△組合長提案理由の説明

○議長（田村明美君） 日程第 6、太田組合長に提案理由の説明を求めます。

太田組合長。

◎組合長（太田安規君） 皆さん、おはようございます。

本日、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和 2 年 3 月定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り心から感謝申し上げます。

また、日頃より消防行政に対しまして、格別なる御理解と御協力をいただいておりますことに、

ます。

本日は、報告1件と議案7件を予定しておりますが、令和2年度当初予算につきましては、限られた財源の効率的な配分と、より効果的な消防行政の運営を図る観点から編成いたしましたところでございます。

それでは、ただいまから提案理由を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

本件は、救急支援出動中における消防自動車の物損事故について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について）

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるにあたり議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により令和元年12月27日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し承認を求めため提案いたしました次第であります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正する法律の施行に伴い、匝瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例その他の関係条例について、所要の条文の整理をするにあたり議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により令和元年12月27日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し承認を求めため提案いたしました次第であります。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例その他の関係条例について、所要の条文の整理をするにあたり議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により令和元年12月27日に専決処分したので同条第3項の規定によりこれを議会に報告し承認を求めため提案いたしました次第であり

ます。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ一般職員の勤勉手当の支給割合、給料表及び住居手当の改正をするにあたり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により令和元年12月27日に専決処分したので同条第3項の規定によりこれを議会に報告し承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第5号 令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について

本案は、令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算を10億2,974万9,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第6号 令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について

本案は、匝瑳市横芝光町消防組規約第12条第2項の規定により分担金負担割合を定めるため提案いたしました次第であります。

議案第7号 令和元年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出それぞれ658万6,000円を追加し、令和元年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,060万5,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、御可決を賜りますようよろしくお願いいたします。

△報告第1号の内容説明、質疑

○議長（田村明美君） 太田組合長の提案理由の説明が終わりました。

日程第7、これより審議に入ります。

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

事務局の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） それでは報告第1号損害賠償の額の決定及び和解について御説明をいたします。

本件は、公有自動車であります消防自動車が救急支援活動中において、物損事故が発生し損害賠償額の決定及び和解が成立いたしましたので報告するものであります。

事故内容といたしましては、令和元年7月27日午前9時55分頃横芝光町坂田地先の救急事案に救急車と共に出動した横芝光消防署のポンプ車が県道脇歩道上に停車した際、車両後輪部分が側溝蓋を踏んでしまいコンクリート製蓋を破損させた物損事故であります。

過失割合に関しましては100・0で当消防組合の過失が100であり、修繕費用の全額18万7,000円を損害賠償金として支払うことで山武土木事務所と和解し、令和元年12月9日に示談が成立したものであります。

なお、損害賠償金につきましては全額共済保険にて賄っております。

以上で説明を終わります。

○議長（田村明美君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はございませんか。

山崎等議員。

◆3番議員（山崎等君） 側溝の蓋ということで、これは注意しきれない案件ではないかと私は思うんですけども、車両の方の破損はありましたか。それに伴って。

○議長（田村明美君） 根本横芝光消防署長。

◎横芝光消防署長（根本勉君） ただいまの質問にお答えをいたします。

ポンプ車右側の車輪後部に軽微な損傷がありましたが、特殊な部分でしたので製造した会社に持って行き修理を実行しております。

以上です。

○議長（田村明美君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村明美君） 質疑がないようですので、これをもって報告第1号の質疑を打ち切りま
す。

△議案第1号の内容説明、質疑

○議長（田村明美君） 次に、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝
光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について）を議題といた
します。

事務局の議案の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） それでは、議案第1号匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明をいたします。

地方自治体の臨時、非常勤職員は、地方行政の重要な担い手となっていますが、現行制度では、
一般職員の非常勤職員について、採用方法等が明確に定められておらず任用が自治体によって
様々であることや期末手当が支給できないといった勤務条件面での課題がありました。

そこで臨時、非常勤職員の適正な任用と勤務条件を確保することを目的として地方公務員法及
び地方自治法が改正され、新たな制度として令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入
されることとなりました。

主な内容といたしましては、勤務時間数により正規職員と同じ時間を勤務するフルタイム会計
年度任用職員と勤務時間がそれ未満であるパートタイム会計年度任用職員に分類されます。

会計年度任用職員制度への移行に伴い給与制度面についても整理が行われ一定要件を満たすフ
ルタイム会計年度任用職員等に期末手当や退職手当が支給されることとなる一方、一般職員であ
ることから地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、懲戒処分及び分限処分の対象にもな
るなどの内容が盛り込まれております。

以上で説明を終わります。

○議長（田村明美君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村明美君） 質疑がないようですので、これをもって議案第1号の質疑を打ち切ります。

△議案第2号の内容説明、質疑

○議長（田村明美君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） それでは、議案第2号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに一般職の職員として会計年度任用職員が設けられることに伴い、関係条例の整備を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（田村明美君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村明美君） 質疑がないようですので、これをもって議案第2号の質疑を打ち切ります。

△議案第3号の内容説明、質疑

○議長（田村明美君） 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係

条例の整理に関する条例の制定について)を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長(伊藤幸夫君) それでは、議案第3号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例は成年被後見人及び被保佐人の人権尊重の観点から成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度の適正化と所要の手続規定を整備する内容の法律改正を受け地方公務員法が改正されました。これにより匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例について、引用箇所を削る等の改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(田村明美君) 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村明美君) なしとの声がありました。質疑がないようですので、これをもって議案第3号の質疑を打ち切ります。

△議案第4号の内容説明、質疑

○議長(田村明美君) 次に、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長(伊藤幸夫君) それでは、議案第4号匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ一般職員の勤勉手当の支給割合、給料表及び住居手当の改正をするものであります。

令和元年度人事院勧告では月例給とボーナスの引き上げ及び住居手当の額の改定が勧告されております。

月例給につきましては民間給与との格差0.09%を埋めるため給料表の標準の引き上げを、ボーナスにつきましては民間の支給割合、支給状況を踏まえ勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当の0.05か月分の引き上げとなっております。

給料表の改定率の改定によって月例給が増額となる職員は若手を中心に53人です。

月例給が引き上げとなる年齢層の引き上げと支給額につきましては、対象となる年齢は35歳程度までの職員で平均引き上げ額は1,368円であります。

次に給与改定への影響額につきましては一般会計における給与への影響額は87万円、勤勉手当の影響額は93万7,000円、給料が増額されることによる共済費への影響額は37万2,533円であります。

また、住居手当につきましては支給対象となる家賃額の下限が1万2,000円から1万6,000円に引き上げられ、支給額の上限が2万7,000円から2万8,000円へと引き上げられております。

以上で説明を終わります。

○議長（田村明美君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村明美君） 質疑なしとの声がありました。質疑がないようですので、これをもって議案第4号の質疑を打ち切ります。

△議案（第5号―第6）の内容説明、質疑

○議長（田村明美君） 議案第5号及び議案第6号は関連性がございましたので、一括議題として審議に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第5号 令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について及び、議案第6号 令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてを一括議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

佐久間消防長。

◎消防長（佐久間三喜男君） はじめに、議案第5号 令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について御説明いたします。

御手元の予算書の1ページをお開きください。

令和2年度 匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,974万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

令和2年2月21日提出

匝瑳市横芝光町消防組合

組合長 太田安規

続きまして9ページをお開きください。

はじめに、歳入から御説明いたします。

1款の分担金及び負担金は本年度予算額9億7,968万6,000円、前年度予算額9億6,840万7,000円で、対前年度比較1,127万9,000円の増額です。増額の主な要因は、匝瑳消防署の資機材搬送車を支援車Ⅱ型に、また水難救助資機材等の更新を予定しております。予算額に占める分担金の割合は95.13%になります。

なお、分担金の市町別につきましては匝瑳市5億9,888万4,000円、横芝光町3億8,030万7,000円です。横芝光町が負担する特別分担金49万5,000円となります。

2 款の使用料及び手数料のうち、1 項使用料は本年度予算額 1,000 円で前年度と同額です。2 項手数料は、本年度予算額 40 万円で前年度と同額です。これは、消防関係の許認可手数料です。

3 款の国庫支出金は、本年度予算額 1,000 円で前年度と同額です。本年度当初予算における補助金を必要とする事業の予定はございませんが、突発的な事業に備え 1,000 円を計上するものでございます。

続いて 10 ページをお開きください。

第 4 款の県支出金は本年度予算額 1,000 円、前年度予算額 485 万円、前年度比較では 484 万 9,000 円の減額です。本年度当初予算における 1,000 円は補助金を必要とする事業の予定はございませんが、突発的な事業に備え計上するものです。前年度予算額の 485 万円につきましては、前年度災害対応特殊救急自動車を更新したことによる消防防災施設強化事業補助金となっております。

第 5 款の繰越金は本年度予算額 100 万円で前年度予算額と同額です。

第 6 款諸収入のうち組合預金利子は本年度予算額 1 万円で前年度と同額です。2 項雑入は本年度予算額 85 万円で前年度予算額と同額です。これは保険事務手数料等でございます。

11 ページをごらんください。

第 7 款の組合債本年度予算額 4,780 万円、前年度予算額 6,850 万円で、対前年度比較では 2,070 万円の減額です。起債の内容は緊急防災・減災事業債を活用し支援車Ⅱ型を更新する予定です。

それでは 7 ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書 1 総括歳入の合計でございます。本年度予算額 10 億 2,974 万 9,000 円、前年度予算額 10 億 4,401 万 9,000 円で、対前年度比較では 1,427 万円の減額でございます。

それでは次に歳出につきまして御説明をいたします。

12 ページをお開きください。

1 款の議会費は本年度予算額 13 万 3,000 円で前年度予算額と同額です。これは議員報酬等です。

2 款の総務費のうち 1 項総務管理費は本年度予算額 5 万 3,000 円で前年度予算額と同額です。

これは正副組合長の給料等です。

2 項監査委員費は本年度予算額 3 万円で前年度予算額と同額です。これは監査委員報酬等でございます。

3 款の消防費 1 項消防費のうち 1 日常備消防費は本年度予算額 9 億 5,908 万円 2,000 円、前年度予算額 9 億 8,095 万 5,000 円で、対前年度比較では 2,187 万 3,000 円の減額です。

それではその右側の節及び説明欄の方をごらんください。

1 節報酬は 5 万 4,000 円で特別職の報酬です。

第 2 節の給料は一般職 109 人分及び会計年度任用職員 1 名分の給料の合計で、4 億 192 万 7,000

円です。

3節職員手当等は2億8,471万3,000円で、内容につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

4節の共済費は1億6,465万1,000円で、内容につきましては説明欄に記載のとおりです。

第2節から第4節までが人件費となりますが、総予算額に占める割合は82.66%となります。

次に7節の報償費は11万円で、これは防火ポスター展表彰記念品等です。

8節の旅費は112万円で、普通旅費で41万3,000円、研修旅費70万7,000円です。

9節の交際費は12万円です。

10節の需用費は3,743万円で、その主なものといたしましては職員被服費、救助用救急用等の消耗品として1,510万4,000円、燃料費が755万1,000円、光熱水費637万2,000円、修繕料が790万円です。

それでは14ページをお開きください。

11節の役務費は703万5,000円で、内容につきましては説明欄に記載のとおりとなっております。

それでは15ページをごらんください。

12節の委託料は1,396万5,000円で、その主なものといたしましては職員健康診断委託料174万1,000円、消防支援情報システム保守委託料129万4,000円、消防用無線設備保守委託料169万円等でございます。

それでは16、17ページをお開きください。

13節の使用料及び賃借料は1,420万8,000円で、その主なものといたしましては人事給与システム借上料111万1,000円、例規集データシステム借上料150万7,000円、ネットワークシステム借上料655万1,000円等でございます。

17節の備品購入費は943万4,000円で、その主なものといたしましては消防用ホース等の警防関係備品として215万1,000円、公用車の購入等の庶務関係備品として314万3,000円、潜水器具等の救助関係備品として414万円です。

18節の負担金補助及び交付金は2,367万1,000円で、その主なものといたしましては救急救命士研修所負担金213万6,000円等の各種研修負担金や、次の18、19ページに記載してあります下段の方にありますが、ちば消防共同指令センター運営経費負担金1,272万9,000円、消防救急無線設備維持管理費用負担金464万4,000円等となっております。

それでは20ページをお開きください。

26節公課費は64万4,000円で自動車重量税15台分でございます。

続きまして2目消防施設費は本年度予算額5,133万5,000円、前年度予算額4,303万6,000円で、対前年度比較では829万9,000円の増額です。

表の右側の節及び説明欄をごらんください。14節の工事請負費は133万5,000円で、これは匠瑳消防署訓塔防水改修工事108万9,000円、野栄分署ホースリフター改修工事24万6,000円です。

17節備品購入費は5,000万円で、匠瑳消防署資機材搬送車を緊急防災・減災事業債を活用し支援車Ⅱ型に更新する購入するものでございます。

以上、3款の消防費の合計は本年度予算額10億1,041万7,000円、前年度予算額10億2,399万1,000円で、対前年度比較では1357万4,000円の減額です。

続きまして4款公債費1項公債費のうち2目元金は本年度予算額1,400万円、前年度予算額1,444万5,000円で、対前年度比較では44万5,000円の減額です。これは長期債元金償還金です。

2目利子は本年度予算額11万6,000円、前年度予算額36万7,000円で、対前年度比較では25万1,000円の減額です。これは長期債利子償還金です。

4款公債費の合計は本年度予算額1,411万6,000円、前年度予算額1,481万2,000円で、対前年度比較では69万6,000円の減額です。

次に5款予備費は本年度予算額500万円で前年度予算額と同額です。

それでは8ページの方にお戻りください。

以上、歳出合計は本年度予算額10億2,974万9,000円、前年度予算額10億4,401万9,000円で、前年度比較では1,427万円の減額でございます。

続きまして地方債の見込み額について御説明いたします。

最終ページの31ページをお開きください。

地方債は記載のとおり普通債となっております。前前年度末現在高は6,622万円、前年度末現在高見込額は1億1,707万5,000円です。当該年度中の起債見込額は4,780万円で、当該年度中元金償還見込額は1,400万円となり、当該年度末現在高見込額は1億5,087万5,000円となります。

以上で議案第5の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和2年度匠瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について御説明をいたします。

別綴りの令和2年度分担金一覧表をごらんください。

令和2年度に関しましては特別分担金枠を右側に加えさせて頂き表にしております。

こちらの分担金に関しましては資料の一番下に記載のありますように横芝光消防署建設用地の地質調査業務委託料にあつては横芝光町が全額負担するというものでございます。

それでははじめに一般分担金から御説明いたします。

別表1の合計欄をごらんください。

常備消防費の①人件費は8億5,129万1,000円、②その他の常備消防費は1億7,783万円、③議会費は13万3,000円で、常備消防費の総額は10億2,925万4,000円となります。

右側本年度の財源内訳ですが特定財源は国県支出金2,000円、地方債4,780万円、その他として40万円、一般財源186万1,000円を見込んでおります。

常備消防費から特定財源と一般財源を差し引いた金額を分担金とし、一般分担金の合計は9億7,919万1,000円となります。各市町の一般分担金の算出につきましては資料の下段に（参考）として記載のあります常備消防費の算出方法こちらにより算出をしております。匝瑳市は5億9,888万4,000円、横芝光町は3億8,030万7,000円となります。また（B）特別分担金として横芝光町は49万5,000円が加算されますので横芝光町の分担金の合計額は3億8,080万2,000円となります。

以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長（田村明美君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

山崎等議員。

◆3番議員（山崎等君） ではまず議案第5号の令和2年度の一般会計予算ということで、そのなかで2点質問させていただきます。

まずですね支出のなかで常備消防費の17節備品購入費943万4,000円のなかで警防関係、庶務関係、救助関係で予算が計上されております。その内訳の説明をお願いしたいなと思います。

続いて同じ5号のなかで、消防施設費ページ数でいくと20ページですね、備品購入費、先ほどから組合長のほうからも冒頭に災害をいろんな面についての強化を計ると、そのなかの一環だと思えますが、そのなかでですね支援車Ⅱ型購入費5,000万というかたちで、いままでに匝瑳消防署においては無かったタイプの車両ではないかということでその詳細まではいかないんですけども概略的な車両の説明をお願いしたいと思います。とりあえず5号についてはこの2点でお願いしたいと思います。

○議長（田村明美君） 伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） それではただいまの山崎議員からの御質問にお答えをいたします。

まずはじめの質問にお答えします。備品購入費に関しまして詳細な内容を御説明いたします。

まず警防関係の備品といたしまして消防用ホースこれは50ミリホース46本更新をする予定でございます。金額は177万1,000円となります。あとデジタルカメラこれは1個増強になる予定のもので6万5,230円、それとチェーンソーの作業用チップこれが6個購入を計画をしております7万2,300円、エンジンカッターの替え刃これが24万2,000円を予定しております。

続きまして庶務関係ですが、この詳細にありましては公用車これを更新をする予定でございましてこれが300万円を予定しております。それと前年度購入しました軽トラックの荷台の幌シートこれを新規で購入を予定をしておりますこれが10万7,250円になります。それと衣類乾燥除湿機これも新規で3万6,080円これを予定をしているところであります。

続きまして救助関係の備品でございますけれども潜水器具一式4人分を更新を予定をいたしまして金額にありましては371万7,252円、それとハンマードリルこれは新規のものになります、これが22万3,850円、それと削岩機これも新規になります、これが19万8,880円となります。

続きまして支援車Ⅱ型の件でございますけれども現在同じような用途としましては匝瑳消防署に資機材搬送車というものが2トン車ベースでございます。通常は救助用ボートを積載をしており、緊急消防援助隊の出場要請などがございました場合にはそこにテント等資機材をその車両に積載をして出場する車両になっておりますが、これを緊急防災・減災事業債を活用いたしまして支援車Ⅱ型というかたちで、ベースといたしましては4トンから5トン程度の大きなものにいたしまして更新するのであります。

なおこの車両に関しましては資機材を収納するボックスタイプと載せ換えの可能な平ボディータイプこれも一緒に購入をいたしまして通常の状態のときには平ボディーのタイプを積載をしておいてボートを積載をしておくような計画をしております。

以上でございます。

○議長（田村明美君） 山崎等議員。

◆3番議員（山崎等君） ただいまの最後の消防施設費の備品購入のなかで支援車の回答がありましたけれども、これは2台買うということですか。

○議長（田村明美君） 伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） ただいまの件に説明が不足しておりまして申し訳ございません。

車両自体は1台です。リアの積載部分に関しましてそれを載せ変えることができる車両ということになります。

○議長（田村明美君） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村明美君） よろしいでしょうか。質疑がないようですので、これをもって議案第5号及び議案第6号の質疑を打ち切ります。

△議案第7号の内容説明、質疑

○議長（田村明美君） 次に、議案第7号 令和元年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） 議案第7号 令和元年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

御手元の議案第7号の補正予算書の1ページをお開きいただけますでしょうか。

令和元年度 匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,060万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年2月21日提出

匠瑳市横芝光町消防組合

組合長 太田 安規

次に歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき御説明いたします。

7ページをお開きください。

歳入から御説明いたします。

1 款の分担金及び負担金は補正前の額 9 億 6,840 万 7,000 円、補正額 380 万円の減額で、9 億 6,460 万 7,000 円であります。

4 款の県支出金は補正前の額 485 万円、補正額 8 万円の増額で、493 万円であります。

5 款の繰越金は補正前の額 100 万円、補正額 1,350 万 6,000 円の増額で、1,450 万 6,000 円あります。

7 款の組合債は補正前の額 6,850 万円、補正額 320 万円の減額で、6,530 万円あります。

以上、歳入合計は補正前の額 10 億 4,401 万 9,000 円、補正額 658 万 6,000 円の増額で、10 億 5,060 万 5,000 円となります。

次に歳出について御説明いたします。

3 款の消防費は補正前の額 10 億 2,399 万 1,000 円、補正額 658 万 6,000 円の増額で、10 億 3,057 万 7,000 円あります。

以上、歳出合計は補正前の額 10 億 4,401 万 9,000 円、補正額 658 万 6,000 円の増額で、10 億 5,060 万 5,000 円となります。

8ページをお開きください。

歳入の内訳について御説明いたします。

1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目分担金は補正前の額 9 億 6,840 万 7,000 円、補正額 380 万円の減額で、9 億 6,460 万 7,000 円あります。

補正額 380 万円の減額につきましては、匠瑳市 207 万 9,000 円の減額、横芝光町 172 万 1,000 円の減額となります。

4 款県支出金 1 項県補助金 1 目県補助金は補正前の額 485 万円、補正額 8 万円の増額で 493 万円あります。こちらの補助金につきましてはの補正前の額は増税前の申請により決定した金額であり増税により基準額が上昇したため増額となったものであります。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金は、補正前の額 100 万円、補正額 1,350 万 6,000 円の増額で、1,450 万 6,000 円あります。

補正増額につきましては 5 月末の出納閉鎖時の残金を繰越したものであります。

7 款組合債 1 項組合債 1 目消防債は、補正前の額 6,850 万円、補正額 320 万円の減額で、6,530

万円であります。補正額 320 万円の減額は 1 節消防施設整備事業債の救急車更新において落札額が下がったことにより 50 万円の減額、また 2 節防災対策事業債のちば共同指令センターの事業費が下がり 270 万円の減額により合計で 320 万円が減額になったものであります。

次に歳出の内訳について御説明をいたします。

9 ページをごらんください。

3 款消防費のうち 1 目常備消防費は補正前の額 9 億 8,095 万 5,000 円、補正額 746 万 7,000 円の増額は、職員の給与改正によるものでありますがちば共同指令センター運営経費負担金が減額したため地方債 270 万円の減額分を差し引き 9 億 8,842 万 2,000 円であります。

2 目消防施設費は補正前の額 4,303 万 6,000 円、補正額 88 万 1,000 円の減額で、4,215 万 5,000 円であります。こちらは救急車購入に際し落札額が下がったための減額です。

以上で議案第 7 号の内容説明を終わります。

○議長（田村明美君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

山崎等議員。

◆ 3 番議員（山崎等君） 歳出のなかで 2 目消防施設費、これ災害対応特殊救急自動車とありますけれども、先ほど内の説明のなかで財源の引っ張るところの問題でこういう上に災害対応とつくようなお話は説明いただいておりますけれども、内容的には 2、3 年前でしたっけ野栄分署におろされた救急車とは全く一緒なタイプで他になにか付随するものは付いてるとかそういう関係ではありませんよね。そこらへんをちょっとお伺いしたいと思います。

◎総務課長（伊藤幸夫君） それではただいまの御質問についてお答えをいたします。

いま山崎議員がおっしゃった内容でございますけれども、なぜ災害対応特殊救急自動車という名前がついているかといいますと、今回更新する救急車は千葉県の広域応援隊へ登録をします。千葉県より補助制度を受けます。平常時にはそれぞれの地域において消防責任の遂行に全力を挙げる一方、被災地の消防力のみでの対応困難な大規模、特殊な災害の発生に際して発災地の要請により出動し、災害活動を行うことを目的としていることからこのような名称がつけられております。

通常の救急車との装備の違いはございません。

また冒頭に山崎議員が仰ったように、国、県補助要綱における事業名称が災害対応特殊という

ことが頭につけられておりますのでこのような名称をつけているところでございます。

以上でございます。

○議長（田村明美君） 山崎等議員。

◆3番議員（山崎等君） 災害等においても千葉県内は問わずというかたちで出動要請があれば応援に行くというような説明だと思えますけれども、山武に大きい特殊車両ありますよね。あそこに千葉県って入ってるんですよね。ああいうかたちになるんですか。千葉県は入らない。

○議長（田村明美君） 伊藤総務課長。

◎総務課長（伊藤幸夫君） 今回の匝瑳消防署に入ります救急車は、千葉県の助成金をいただいて千葉県の広域応援用ということでありまして、特に縛りはございませんけれども当然上空からヘリコプターだとかそういった認識ができるように決まりはないんですが、千葉県匝瑳消防というようなかたちで一目瞭然とわかるようにする予定です。

それと全国で緊急消防援助隊に登録の車両に関しましても特に記載の決まりはございませんが当然全国から集まってくるので上空からでも識別が可能なように千葉県というかたちで記入をいれているところであります。

以上です。

○議長（田村明美君） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村明美君） よろしいですか。質疑がないようですので、これをもって議案第7号の質疑を打ち切ります。

△議案（第1号—第7号）に対する討論

○議長（田村明美君） 日程第8、これより討論に入りますがただいまのところ討論の通告がありません。

討論を省略してこれより採決に入りたいと思います。

△議案（第1号―第7号）に対する採決

○議長（田村明美君） 日程第9、これより議案の採決をいたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について）、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田村明美君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田村明美君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田村明美君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田村明美君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり承認

認されました。

議案第5号 令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田村明美君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田村明美君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 令和元年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田村明美君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

△議長の挨拶

○議長（田村明美君） お諮りいたします。

本定例会に付議された事件は全て議了されました。よってこれにて閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村明美君） 御異議ないものと認めます。

ここで一言御挨拶申し上げます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和2年3月定例会にあたり、長時間にわたる慎重な御審議、御

理解ある御協力をいただきましたことに対し深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては御自愛の上、一層の御活躍をなされますことを御祈念申し上げ挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

△閉会の宣言

○議長（田村明美君） これにて、匠瑤市横芝光町消防組合議会令和2年3月定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

△午前11時16分 閉会